

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課	
不利益処分名	特別障害者手当の返還	
根 拠 法 令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
根 拠 条 項	第26条の5において準用する第22条第2項	
連 絡 先	(電話 621 - 5177 )	
処 分 基 準	<p>1. 受給資格者又は受給資格者の配偶者若しくは民法第877条第1項に定める扶養義務者が被災したため、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第22条第1項の規定により特別障害者手当が支給された場合において、次に掲げる要件に該当するときは、その支給を受けた者は、その損害を受けた月から翌年の7月までの支給を受けた特別障害者手当に相当する金額を返還しなければならない。</p> <p>(1) 受給資格者が被災した場合において、その者の損害を受けた年の所得が、当該受給資格者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「令」という。)第7条に規定する額を超えるとき。</p> <p>(2) 配偶者又は扶養義務者が被災した場合において、その者の損害を受けた年の所得が、当該配偶者又は扶養義務者の扶養親族の有無及び数に応じて令第2条第2項に規定する額以上であるとき。</p> <p>2. [損害]とは、災害保険金等により補てんされた金額を除き、被災者の財産の価格のおおむね2分の1以上の被害のことをいう。</p> <p>3. 「被災」とは、震災、風水害、津波等の非常災害を被った場合をいい、冷害、干害のような被害あるいは倒産などの人的被害を被った場合は含まない。</p>	
	参 考 事 項	改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)